

令和 8 年度 第 8 回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和 8 年 8 月 27 日（木） 9 時 30 分 ～ 12 時 21 分
開催場所	横浜市役所 18 階 なみき 9・10・11・12 会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稲垣委員、稲森委員、大島委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員
欠席委員	上野委員、片谷委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 1 人）
議 題	1 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について 2 新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和 8 年度第 7 回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 令和 8 年度第 7 回横浜市環境影響評価審査会会議録について （1）会議録案の修正について事務局が説明した。 【事務局】 第 7 回審査会に出席しました、（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業の事業者より、発言の訂正の申し出がありましたので、事務局より御説明させていただきます。 会議録案の 4 ページ目の下段の事業者の発言、4 行目「隣接する区域③の中にも一部芝生の場所が整備される予定です。こちらはどちらかというと遊歩道の脇の低茎草地の環境になるかと思います。」との発言のうち、「区域③」は正しくは「区域②」、「遊歩道」は「公園の園路」でした。 これらの件につきましても、既に修正した内容で会議録案をお配りしております。事務局からは以上となります。 （2）質疑、特になし （3）令和 8 年度第 7 回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。 2 議題 （1）（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について ア 指摘事項等について事務局が説明した。 質疑、特になし イ 補足資料について事業者が説明した。 ウ 質疑 【奥会長】 御説明ありがとうございました。 それでは、ただいまの補足資料の説明について、御質問や御意見を委員の皆様から頂戴したいと思います。 補足資料の順番でいこうと思いますが、まず補足資料 30 ですね。こちらは藤井委員からの御意見、御指摘に対しての説明になりますが、藤井委員いかがでしょうか。 【藤井委員】 こちらの指摘に御対応いただきありがとうございます。	

対応状況はこれで良いと思いますけれども、補足資料で少し気付いた点があります。(準備書から) 修正していただく補足資料の6ページの表30-3(2)で一覧表を挙げていただいています。その中の内容で、注目すべき種の生態の部分に、書きぶりが統一されていないこともあります。少し分かりにくいというか誤解を与えるような部分が多くあります。恐らく古いレッドデータブック(神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006)が、資料として入っているので参考にされていると思いますけれども、内容自体が少し古いということと、本種が夏鳥や冬鳥として生息するという「生息」と、「繁殖します」という部分と、いろいろ書きぶりが違います。例えばエゾムシクイは「生息します」となっていて、もし繁殖するということになる、神奈川県で言えば低山ではまず繁殖はしないです。丹沢山地の1000mの標高を超えるところからエゾムシクイが出始めるという状況なので、ここで言う「生息」は多分県内で確認される場所、渡りの時期などは当然低山を通るので、そういう渡りの時期などに確認される場所を含めて「生息」と言っているのかと推測していて、逆に「繁殖」と書いてある部分は本当に繁殖地のことを書いてあると思います。その辺が少し分かりにくいのと、(神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006の)状況が古いので、「何を参考にしてください」というアドバイスができないのですが、少し見直しをした方が良いと思います。例えばカワラヒワのところも、「繁殖」は「山間部にはほとんど確認されません」となっていますが、実際はかなり標高の高いところまでカワラヒワの繁殖もありますし、書きぶりを変えた方が良く、何か資料を別途探した方が良くと思います。もし(資料が)なければ仕方ない話ですが、それは思いました。

あとは、恐らく間違いだと思いますが、アオジの2行目に「繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭等でも」と書いてありますが、非繁殖期の話だと思います。そもそもアオジは神奈川県ではほぼ繁殖は確認されていませんし、繁殖していたとしてもこの環境では繁殖しないので、これは非繁殖期の話だと思います。確認いただければと思います。

これを参考に書きぶりを変えてくださいというコメントができないので申し訳ないのですが、少し見直しをした方が良く思いました。よろしくお願いいたします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方から御回答はございますか。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。やはりこの点ですね、データの方が少し古いとか、そういったお話がございまして、どうしてもこういった文献を準拠して書いていくという部分はございますけれども、御指摘を踏まえて見直しをしたいと考えてございます。以上です。

【奥会長】 それでは、また見直しをされたその結果については、後日お示しいただくということでよろしいでしょうか。

【事業者】 分かりました。

【奥会長】 そのようにお願いいたします。

藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。もう1点、(補足資料30の)表30-1の調査実施日のところですが、今後事後調査などで入ってくると思いま

すが、この春季の調査で4月30日というのはとても遅いです。一般的な夏鳥はもう来終わっていて、5月に入ってまた別の夏鳥が入ってきますけれど、第1陣は4月30日には全て到着し終わっていて、動きが止まっている頃です。4月30日に春の渡りの時期の調査をするのは少し遅いかと思うので、5月に入ってくる渡り鳥を対象にするのか、第1陣を対象にするのならもっと早い3月下旬から4月中旬までに済みますのか、そこは今後事後調査などを行う中で検討していただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の点もよろしいでしょうか。

【事業者】 承知しました。

【藤井委員】 お願いいたします。

【奥会長】 藤井委員、補足資料30については以上でよろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは他の委員の方から補足資料30について何かございますか。大丈夫でしょうか。

よろしければ、それでは補足資料の31ですね。こちらは山口委員からの御指摘に対して御準備をいただいたものになります。

山口委員、いかがですか。

【山口委員】 山口です。御説明ありがとうございます。指摘事項に対して選定していただいたということで、ありがとうございます。

(補足資料10ページ)表31-2(2)で3点ほど質問になります。調査方法の記載に関して、調査時期が供用開始後1年程度経過後ということなのですが、立ち上げ期間を抜いてということでしょうか。というのが1つ目です。

それから次の調査方法のところですが、現地調査による目視というのは、確認する内容としては何を確認するのかということをお教えいただきたいです。

それからもう1点が、エネルギー使用量については、年間実績値を把握して、予測値との比較をするという理解で良いでしょうか。ここでは調査方法なので、把握するという表現で構わないと思っていますのだけれども、最終的には分析して運用改善に繋げるというところまでいくと思うので、基本的には予測値との比較までされるという理解で良いかという確認になります。以上です。

【奥会長】 それでは事業者の方、お答えをお願いいたします。

【事業者】 まず調査時期について、こちら御意見をいただいたとおり全体供用から1年程度経ちまして、その後で立ち上げて調査をするイメージになります。

2つ目に、調査方法についてです。現地調査による目視につきましては、環境保全措置の中で挙げている、例えば再生可能エネルギーの導入ですとか、関連資料の整理等と併せて現地調査でもそういった機器が導入されているか、目視で確認できるところについてはある程度現地で確認を行うということで、書かせていただいております。

最後にエネルギー使用量等の把握について、委員の御意見のとおり、エネルギー使用量を把握し、予測結果に対してどのようなものが多かったり、少なかったりするのかの比較を行いまして、運用の改善につなげ

るということを想定してございます。
以上になります。

【奥会長】 山口委員、いかがでしょうか。

【山口委員】 最初の質問なのですが、この立ち上げ期間は、チューニングをしたりして、エネルギーの使用量が多くなったりといったことが想定されるので、そのようなものが落ち着いてからの 1 年間の実績値を見た方が良いのではないかと考えているので、参考にしていただければと思います。

2 番目の目視に関しては、再生可能エネルギー機器だと思うのですが、実際にその機器がしっかり導入されているかという意味で目視の確認ということではよろしいですか。

【事業者】 その認識で正しいです。

【山口委員】 分かりました。

3 つ目は、先ほどの立ち上げ期間を抜いた実績値で見た方が良いだろうということです。

これの報告的なものは、どのような形でこの審査会の中で上がってくるような形になるのでしょうか。

【奥会長】 事後調査報告書の内容がどのように確認できるか。こちらは事務局からお答えください。

【事務局】 事後調査の結果につきましては、事業者が取りまとめた後に提出されて公告されるのですが、提出されたことを委員の皆様にもお知らせするようにしております。

【山口委員】 分かりました。そこでまた確認をさせていただければと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。では補足資料 31 につきまして、他の委員の方から御意見等はございますか。大丈夫でしょうか。

よろしければ、補足資料 32 に移らせていただきます。こちら藤倉委員からの御指摘に対して御準備いただいたものです。藤倉委員、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

【藤倉委員】 資料を読みまして、指摘した趣旨はおおむね反映をいただいていると思いますので、こちらで結構かと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 補足資料 32 については、大丈夫ですね。補足資料 32 につきましては、他の委員の方はいかがですか。よろしいですか。

では補足資料 33、田中修三委員ですね。どうぞお願いいたします。

【田中修三委員】 今日の資料で私が前回指摘したことにつきましては、おおむね適切に対応していただいていると思います。

1 点だけ、気が付いたことを申し上げますと、補足資料 15 ページの表 6.7.6 の下の欄外の注釈※4 なのですが、No. 4 について「ダイオキシンが土壌内で移動しやすい特性を考慮し、汚染土壌を掘削する深さは、切土深さに合わせ 1.3m とします。」と説明がついているのですが、これはダイオキシンの特別な性状というわけではなくて、土壌コロイドに吸着しやすい物質は、汚染地域の区域に土壌浸透水の動きによって移動するいろいろな物質があるわけですから、誤解を生む可能性もありますので、このように修正したらどうかと思いますので申し上げます。

最後の（※４）ですが、「ダイオキシン類が土壌内で移動しやすい特性」となっていますけども、ここを「移動する可能性と、その毒性の高さを考慮し、～1.3m」、とすると誤解を生まないのではないかと思います。その前の14ページにも事業者の見解で同じような表現があるので、もし可能ならそこも（修正を）検討していただければと思います。

以上でございます。

【奥会長】

ありがとうございます。

ただいま、注釈の文章の修正案を田中修三委員からお示しいただきましたが、事業者の方いかがでしょうか。

【事業者】

アドバイスありがとうございます。

今御指摘されたとおり、ダイオキシンの部分につきましては、今のアドバイスを参考にして、修正する方向で整理したいと思います。

【奥会長】

ではそのようにお願いいたします。田中修三委員、他にはございますか。

【田中修三委員】

以上でございます。

【奥会長】

こちらの補足資料33につきまして、他の委員の方も御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは補足資料34が最後になりますが、こちら藤倉委員からの御指摘に対しての説明になります。藤倉委員、いかがでしょうか。

【藤倉委員】

補足資料の20ページの赤字のように追記をしていただいたということですので、明確になりました。これで結構かと思います。

【奥会長】

ありがとうございます。他の委員の方もいかがですか。大丈夫そうでしょうか。

それでは本日の補足資料に限らず、準備書全般について御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

【藤井委員】

いただいた資料を見ていて、少し気づいた点で御質問します。補足資料の9ページ、10ページの温室効果ガスに関する資料ですけれども、その中に生態系も表に含まれていて、事後調査（項目の選定）で植物が×になっていますけれども、今回移植の話であるとか、湿性地の環境を作るとか、植物関係にかなりいろいろ手加わって、それがきちんとうまくいっているかどうかは事後調査で調べた方がよいと思います。植物が×になっているのがなぜなのかという話と、生物多様性（生態系）のところで、「動物の調査で確認した生息状況より類推する方法とします」とありますが、実際は調査をされているので、これは調査方法とは言わないとは思いますが、なぜこれがここで調査をせず、類推するという話になっているのか、この2点について御回答いただければと思います。お願いいたします。

【奥会長】

それでは事業者の方、御回答をお願いいたします。

【事業者】

こちらにつきまして、まず植物ですが、こちらを選定していなかった理由としましては、対象事業実施区域が全面的に改変されるということから、移植をする種はあるのですけれども、残存するような特定の種というものがないということから、植物について選定していないということでございます。今御意見いただいたとおり、そういった対応をするような種につきまして、モニタリング等をしていかなければならないという

ことでございますので、これについては一度事業者の中で再度持ち帰って検討させていただければと考えております。

その2つ目の「動物の調査で確認した生息状況より類推する」ということにつきましては、こちらも生態系の調査をするにあたって、一応生態系全体の調査をするという方法として、動物調査の結果からこういった種が生息しているというところから、生物生態系についての状況を把握するというものを検討しております。

【奥会長】 藤井委員、いかがでしょうか。

【藤井委員】 元々生態系の部分で調査はされたのですね。事後調査ではなく、準備書を見ると調査結果ということで書かれていますけれど、元々生態系は調査をされているのであれば、事後調査も同様の調査をした方が良いのではないかと思います。

【事業者】 こちら調査方法の記述については、一部修正させていただきます。生態系については、主に植生の調査をもとにして生態系調査をさせていただいておりました。供用時においては、基本的にその計画にのっとって造成をしますので、その植生後というものの（事後）調査は、計画時点でこういった植生になっているというところまでが言えるので今入れていなかったのですが、ただ御意見いただいた通り、実際に供用後にそういった植生になっているのか、生態系にとって適切な植生の環境になっているのかというところについての把握が必要かと思うので、こちらについても、少し調査方法の記載について一度検討をさせていただければと考えております。以上です。

【藤井委員】 よろしくお願ひします。今回のこの事業の中で植生関係は結構重要な部分になろうかと思うので、皆さんが行おうとしているところがうまくできていたかどうかということは、調べて示しておくべきだと思います。植生の調査もそうですけれど、植物の調査とそれに伴う生態系の調査をしっかり行ったということを示す方が、皆さんにとっても良いことだと思いますので、是非御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

それではただいまの御指摘を踏まえて（補足資料 31 の）表 31-1(1)(2)、表 31-2(1)(2)のそれぞれ植物の部分と生態系の部分の記載については、改めて御検討いただいて、その結果を後日お示しいただくということですのでよろしいでしょうか。

【事業者】 承知しました。

【奥会長】 お願いいたします。

他にはいかがでしょうか。補足説明資料全般に限らず、準備書全般について御意見などございましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。挙手されている方いらっしゃるようですね。

それでは他にないようでしたら、本日の事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

では御退出をお願いいたします。

（事業者退出）

エ 審 議

【奥 会 長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いいたします。他にはよろしいでしょうか。

本件は、今後も審議を継続いたしますので、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

(2) 新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥 会 長】 御説明ありがとうございました。それでは委員の方から、今御説明いただきました補足資料の内容について御意見等をいただきたいと思います。では、また順番にいきたいと思いますけれども、補足資料1については酒井委員からの御指摘に対しての内容です。お願いします。

【酒井委員】 定性的、定量的問題について御回答ありがとうございます。

定量的という文言を取り入れていただいたことによって、前回の説明よりは実態に即した書きぶりになったと思います。補足資料3ページ目に挙げていただいた表の右側に「横浜市アセスにおける類似又は参考事例の予測手法」と書いてあって、ここを読むとすごく分かりやすい説明が並んでいます。

それに対して、まだ少し釈然としないところがあります。私が定性的を定量的ではないかと言ったがために、事業者も今、定性的か定量的かの問題にとらわれているのではないかと思うのです。

それよりも重要なのは、予測の中に段階の違うものが混ざっていて、影響の程度を把握する段階とそれがどのような意味を持つのかという解釈の部分、さらには緑地のところだと保全計画の影響を把握した上でどのような保全措置を講じるのかというような、その妥当性の予測ということが入ってきていますが、他のところにはその部分が曖昧になっているですとか、つまり概念的に違うものが混ざり込んでいて分かりにくくなっている。予測という名のもとに混ざり込んでいるのが分かりにくいということに気がつきました。前回もぼんやりとは何となく思っていたのですが、今私の中で明文化できたので、どうしたら分かりやすくなるかを考えてみたところです。後できちんと文章で送りたいと思います。

とりあえず口頭で私の考えを言うと、まず1番目に、対象物の特性の把握というのがあります。例えば生き物だったら生態とか、希少性であるとか、あるいは地域の生態系の代表性であるとか、そのようなものを把握するところです。それは定性的であり一般的なものだと思うわけです。今あえて予測という言葉を使わないで話しています。

2番目に、工事計画がまずあって、それから対象物の事業区域の中での分布状況というのがあります。その2点を踏まえて、影響の程度を把握する。これは定量的にやるものです。

3番目に、その変化が一般的な文脈においてどのような意味を持つのか。定量的であればなお良いですけれども、必ずしもそれは難しいのは

理解しますので、定性的であっても仕方がないのかとも思います。

例えば、コナラというものはこういう樹種ですというようなのが1番目にあって、2番目の中で現在のコナラの70%が失われますというような、定量的なものがあって、3番目に、それがどのような意味を持つのか。南関東ではコナラ林というのは現在でも普通に分布するものなので、(事業の区域における)70%が失われてもコナラの種の個体群維持には影響はほとんどないと思われるというような定性的な話。あくまでも例えです。場合によっては、それが希少な生物であって、とても重要だという話になる場合もあるわけです。

そこで4番目に、保全計画をどうしましょうという話が出てきます。今までの1、2、3番目の話を踏まえて、保全計画はこうあるべきだという、まず努力目標のようなものがあって、そのためにこのような方法でもって保全計画を立てるべきだと考えますというようなものがあると。

5番目に、保全計画を実施すると、努力目標はどれくらい達成することができるのかとなります。これも定量的であれば素晴らしいですが、今までの話の流れからいって、定性的になっても仕方がないかもしれないとは思いますが。

大切なのは、一つ一つの文脈が定量的なのか定性的なのか、一つ一つのコンテンツがそこは定量的なのか定性的なのかではなくて、段階を踏んで、トータルとして予測をしていく。その手法というのを説明していくというところです。

もう一点、定性的という言葉なのですが、それは根拠なく示して良いという話ではない。データサイエンスの立場から言えば、定性的に説明をするというのは、場合によっては定量的に説明するより難しいです。例えば、先行事例でこういうものがあるから、だから大丈夫なのだというような言い方、それは定性的な言い方です。そのように、数値で定量的に言えない分、きちんと人を説得できる根拠を言わなければならない。これは簡単なことではないです。だから、そのところを定量的が難しいから定性的と書いて、少し言い方は悪いけれども、逃げるための準備のような感じで書き込んでおくというような、それはかえって仕事がしづらくなるのではないかと思いますので、そのところは注意が必要かとも思います。

関連して緑地のところですが、補足資料4ページの表1(2)の左側のところですが、下の「緑化計画の妥当性を推定するなどにより影響の程度を定量的・定性的に予測する」。これは逆なのではないか。影響の程度を予測して、それで緑化計画の妥当性を推定すると。事業者の立てる緑化計画の妥当性を推定するためにそれまでの諸々の作業があるはずなのではないかと思います。そこは少し細かいところなのですが。

主旨を御理解いただければ幸いです。話が長くなったので改めて文章で箇条書きにして、事務局の方に後ほど、審査会後にでも送りたいと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、補足資料4ページの表1(2)だけではないと思いますが、この予測手法の記述については、まだもう少し整理が必要ではないかという御指摘ですね。

- 【酒井委員】　　そうです。生物・生態系とか緑地とか、私が前回（令和８年７月６日第６回審査会で）指摘した項目に対する予測手法の書きぶりについて整理をもう一度お願いしたいということです。
- 【奥会長】　　分かりました。
- 酒井委員の方で先ほど５段階で整理していただきましたが、今現在こちらは方法書段階ですので、先ほど言っていた第１段階、これは状況を定性的に把握する。そしてそれを踏まえて、（第２段階として）この対象事業実施区域の中での実際の生物、生態系の状況も含めて定量的に把握する。（第３段階として）それが計画によってどのような変化が起き得るのかというようなところ、いわゆる環境影響ですね。これを定性的に又は定量的にとすると、それをどのようにやるのかというところまでが方法書で対象とするところかと思います。その結果を踏まえて具体的にこういう影響が考えられるのでいかなる保全措置を講じていって、それがどのような効果を発揮し得るのかというところは準備書でしっかり示していただくということです。先ほどの５段階の中で言えば、３段階のところまで、どのように評価するのか、把握するのかというその手法を示していただきたいという御趣旨だと理解しました。
- では酒井委員、また改めて文章でも御提出いただけるということですから、事務局の方を介して事業者の方に共有し、この予測手法の整理の仕方を改めて事業者の方には御検討いただくということでお願いします。
- 【酒井委員】　　そうですね。事務局の方でも私の書いたものを精査いただいた上でということになるかと思います。
- 【奥会長】　　そのようなことでよろしいですか。
- 【事業者】　　はい、ありがとうございます。資料等確認させていただきます。
- 【事務局】　　事務局も承知しました。
- 【奥会長】　　ありがとうございます。それでは、補足資料１につきましては他の委員の方よろしいですか。
- はい、菊本委員どうぞ。
- 【菊本委員】　　御説明ありがとうございました。
- 今の御説明についてのところで、１点だけ、補足資料４ページの表１（３）の水循環について「設定した平均的な浸透能力」と書いてある記述があります。そちらについて、平均的な浸透能力というのが、設定がおそらく難しくなるだろうと個人的には思います。どういうことかと言いますと、例えば粘土のような地盤と砂礫のような地盤で浸透特性とか透水特性というのは、大体１０倍とか１００倍とか普通に異なってくるものがあるので、それで平均的な値を使って代表させるというのはかなり難しいのではないかと思います。ですので、定量的、定性的な比較などの予測というものはこれから御検討いただければと思いますけれども、平均的な値で対応するというのではなくて、できれば代表的な地盤の地質の断面とかそういうところを一つか二つ、とても均質な地盤であれば一つで良いですけれども、代表的な地盤をいくつかピックアップしていただいて、それに対して浸透特性というのを見ていただくことが大事かと思います。そういうことでこれを御考慮いただければと思います。以上です。

- 【奥会長】 今の点は事業者の方、よろしいでしょうか。
- 【事業者】 ありがとうございます。現地状況を見まして、代表的な点とか、また特別そのポイントだけというところがあるかどうか確認して設定させていただきます。
- 【奥会長】 お願いいたします。では、補足資料1につきましてよろしいでしょうか。
- よろしければ、補足資料2の方に移らせていただきたいと思います。
- こちらは田中伸治委員でしょうか。御指摘いただいたのは。
- 【田中伸治委員】 いいえ、これは、私は欠席していたので私ではないです。
- 【奥会長】 こちらはどなたでしたか。
- 【事務局】 事務局でございます。
- こちらの非選定理由の部分につきましては、他のものと併せて御指摘をいただいているもので、補足説明については分割して御用意していただいたところになります。
- 【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。
- 【田中伸治委員】 ただ、もしよろしければ、私、そのとき欠席してしまったのですが、交通に関して、方法書を拝見して思うところがありますので、よろしければ述べさせていただきたいと思っておりますけれど、良いでしょうか。
- 【奥会長】 お願いいたします。
- 【田中伸治委員】 ありがとうございます。
- こちらの非選定になっている点については私も疑問に思っておりまして、今回このように御説明いただいたわけですが、これでは非選定としていることの理由にはなっていないと思いました。
- 例えば、工事車両が走行することで、交通混雑に影響を及ぼす可能性があるため交通混雑は環境影響評価項目として選定をしているのですが、そうであればどうして交通混雑の可能性があると認識しているのに交通安全は影響がないと判断をされているのかというのが分からないというのがまず素朴な疑問です。
- 当然車両が走れば、混雑にも安全にも影響がありますし、むしろ量が少なければ、混雑はそれほど問題になりませんけれども、走る時点で事故の可能性というのは増えますので、むしろ（歩行者等の）安全の方が先に選定されるべきかと思えます。
- それから、非選定の理由として「このような対策を取ることで影響は回避又は低減します。」ですとか、あるいは、「地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議をして、計画決定しますので、影響を回避又は軽減します。」といったような説明が書かれてはいるのですが、これらについても、そうやって決まった案について審査をするのがこのアセスの審査会なのではないかと私は思いますので、それをやらなくて良いということになればこのアセス自体は何のためにやっているのかという気はいたします。
- また、存在・供用時につきまして、今回、環境影響評価項目に挙げていない理由として、今回は基盤整備であって建築物は造らないから、交通の発生は建築物に伴うものだからというような理由を述べられているかと思えます。

それについては、一定程度は理解するのですが、一方で基盤整備の後に造られる建築物が大規模な高層建築物であればアセスの対象事業となると思いますが、普通の一般的な戸建て住宅が並ぶような住宅街だったとしたら、おそらくこのようなアセスは行われたいのではないかと思います。そうしますと、そのような住宅が増えて、人口も増えて、それに伴って交通が発生して周辺の道路が混雑するというような、そういった影響について評価する機会というのは今後ないようなと思います。

そうではなくて、これだけの面積の土地の開発を行うということが既に分かっておりますし、そのうちの何%は住宅に充てられるといったことも計画の上では分かっているかと思いますので、それが分かれば、おおよそ、そこにはどのくらいの人口や世帯数が入って、それによって発生する自動車の交通量がどのくらいかということは、これまでの経験からある程度予測はできます。やはりそうしたことはこの基盤整備を行うこの時点でしっかりと存在・供用時の予測、評価もするべきではないかと思います。

あとは、少し細かい点、もう一点なのですが、方法書の 2-13 ページに図 2-8 という図がありまして、ここで対象事業実施地域の西側の方に大型車の走行ルートが載っています。堀割川沿いです。大型車が通る赤い線のルートがあるのですが、この道路は大型車通行規制がかかっているのではないかと、細い道ですのでそうだと思っているのですが、この点についても確認いただきたいと思います。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

それでは、今の最後の点については御確認していただくということでお願いします。それから非選定の理由については、こちらの地域交通だけではなくて補足資料 3 の文化財等。それから補足資料 6 の水循環のところもそうでしょうか。それから補足資料 7 の廃棄物、補足資料 8 の土壌汚染。他についても同じように定められた手続、法令等の手続を経て対策を講じて、そして環境影響が回避又は低減されるので、環境影響評価項目としては選定しないという、同じようなロジックの御説明がされておりますが、ただいま田中伸治委員からも言っていましたように、そもそも環境影響があるということが想定される場合にはアセスの手続において環境影響評価項目を選定していただいて、その上でどの程度どのような環境影響が想定されるのかというところを明らかにしていただき、それを踏まえた環境保全措置を示していただいて、その保全措置の効果というところまで明確にさせていただくというのが、前回（令和 8 年 7 月 6 日第 6 回審査会）も御指摘がありましたけれども、そもそも事業者としての説明責任を果たしていただくという上では重要で、そのための手続でもあるわけですから、法令に基づく手続をこのように踏むから影響が回避される、低減できる、なので環境影響評価項目を選定しませんというのは、これは理由にならないということを明確に、しっかり認識していただきたいと思います。

旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業のアセスについては、もう全て評価書まで図書ができておりますけれども、こちらも土地区画整理事業ですが、そもそも例えば文化財等についても、「対象事業実施区域の中に埋蔵文化財が存在していて造成工事の実施に伴う文化財等に影響を及ぼす可能性があるので環境影響評価項目として選定します」というように項

目選定されているのです。それから廃棄物についても同様ですし、影響があるというように考えられるものは項目選定をするということが前提ですので、その後法令等に基づいて手続を踏んでどのように影響が回避、低減できるのかというのは、これは準備書段階でしっかりと示していただければ良い話ですので、というところを認識していただく必要があろうかと思います。

すみません、私の方で環境影響評価項目の非選定理由についてお示しいただいた補足資料全体を通して申し上げたところです。

それでは時間も限られておりますので、補足資料2は、今田中伸治委員に言っていただきました。補足資料3について、私が今申し上げたつもりです。

【事 業 者】 会長、よろしいですか。

【奥 会 長】 はい。

【事 業 者】 地域交通の方法書 6-25 ページの交通規制の件につきまして、こちらにつきまちはお話させていただきたいのですけれども、お時間いただいてもよろしいですか。

【奥 会 長】 どうぞ。

【事 業 者】 この根岸の高台に通じる道というのは基本的には、大型車進入禁止の規制がかかっているところでございます。ですので、従前、防衛省においても大型車両を入れる工事等をしてございますけれども、この工事につきましても、全て規制の対象外となる許可申請をした上での車両の搬入を計画しているところです。そうでなければ、このような図面というか計画を立てられないところでございますので、我々もそういう規制がかかっているというのは認識しており、その対応もしっかりと検討しているところだということはお話させてください。以上でございます。

【奥 会 長】 田中伸治委員、今の点はよろしいでしょうか。

【田中伸治委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥 会 長】 ありがとうございます。では先に進めさせていただきます。

順番ということで補足資料4についていかがでしょうか。山口委員ですね。

【山口委員】 稼働状況に踏まえということで追記いただいたということでありがとうございます。前回7月6日の第6回審査会のときに、稼働状況を実際どのように予測されるかということも併せて質問させていただいたのですが、この稼働状況の設定は準備書で示されるという理解でよろしいでしょうか。

【事 業 者】 それで結構です。

【山口委員】 分かりました。その確認ができれば大丈夫です。ありがとうございます。

【奥 会 長】 ありがとうございます。

補足資料5ですね。藤井委員お願いします。

【藤井委員】 御説明いただきありがとうございます。

①の具体的な記載については御説明いただいてありがとうございます。これで良いと思います。③についてもカヤネズミについては、球巣を調べるということでそういうものだろうということで、了解なのですが、②のところで、(トラップ調査において) 3日間で捕獲できるのです

かという部分についての説明がここに書いていないような気がするのですけれども、それを補足で説明いただけますでしょうか。

【事業者】 まず、調査日数の設定というところでトラップ調査の2日間というところも合わせて設定したところなのですが、類似した事例の調査日数、またこの調査地域の面積、あとは小型哺乳類の生息・生育基盤、こういった部分の分布を見て考えさせていただきました。この地域については住居とか住居跡地の人工改変地も多く、また森林とかも限られており、畑もない草地も高茎草地も少ないような状況でありますというところでしたので2日程度を標準として各調査日程を決めております。

トラップ調査についても、一晩だとトラップ周辺に移動しない場合もあるのではないかとということもあるのですが、一つは移動経路と一番なり得そうな確率の高いところにトラップの設置点を設定するというところと、あとは他のフィールドサインとか、他の付帯目的とか、そういった部分の調査を複合してやることによって、2日間で調査をさせていただきたいという、そういった形で調査地点を設定しております。以上です。

【藤井委員】 説明が合っていないような気もするのですけれども、そもそもトラップ調査は、何のためにするのかを御説明いただいて、そもそもこのトラップ調査の意義が何なのかというのを御理解しているのか伺いたいです。

【事業者】 トラップ調査については、小型哺乳類、ネズミ類の捕獲により種の特定を行うということを目的としております。

【藤井委員】 トラップ設置の次の日の朝確認し、2日目の調査が終わったら回収するとあります。調査をされているのでおそらく御理解いただいていると思うのですが、基本的に昼間はいかからないですよ。だから朝チェックをして帰りにもう1回チェックします。でもそのもう1回のチェックはおそらく無意味な話です。ここで実績となるのは、その1日の朝だけだと思います。この面積の中で、どれくらいの数のトラップをつけられるのですか。

【事業者】 1地点あたり20個は最低でもつけようと考えています。

【藤井委員】 ネズミの種類を出すと言われた、それが目的だと思うのですよね。希少種を出すというだけではなくて、どんな種類がいるのか、もしかすると神奈川県の中で把握できていなかった種類がそこに生息している、すごくピンポイントでそこに希少種が生息している可能性もゼロではない中で、トラップによってネズミを捕獲して調べる。種類を挙げるということですよ。それは、まず一晩では無理だと思うのです。それは、もしこれまでに取れたことがあるという実績がありますという説明をもしされたとしても、それは、その場所の実情を把握できたとは言えないと思います。たまたま取れた種類が上がったというだけで、1日やればその実情がしっかりと把握できるのかと言えば、まず絶対無理だと思う。だったら何でやるのかという話になってくるのですが。私の中で一番否定したいのは、調査をやりましたという実績作りにされるのが一番私としては困ります。(哺乳類は) 取れないけれども、調査はやりましたという言葉だけが残って、このアセスメントではしっかりとトラップ調査までやって調査をしましたという実績だけ残る。でも実質中身をよく

見てみれば、全くやる意味がなかったような内容で、こんなことで実績を作られても困るというような話も出てくる。それが私にとっては一番認められない部分です。そうするとトラップ調査をやるのであれば、やはりそこで実態が把握できる量であるとか、期間であるとか、しっかりやらないとやる意味が全くないですね。それを仮にもここの説明で、多分昼間取れないことは分かっているだろうに、その昼間も含めて、トラップを設置して2回確認しますということで、実績は1回ではなくて2回で2日間やります、という説明をされること自体が私としては理解できません。

生息する希少種としては、カヤネズミなので、球巢の調査をします。トラップ調査については特に希少種としては他の種類は対象外にするという大前提でトラップ調査はしませんという選択肢もありだと思えます。予算的な話もあると思う。

ただ、トラップ調査をやるのであれば、実態が把握できないこの工数、内容でやりますというのはおかしいと思うので、その部分は考えていただきたいと思います。

例えば、結構な大雨だったらもう絶対その夜はかからないですし、1日絶対やるということでも、これでやったことにはならないと思います。たまたま何かかかるかもしれないですが、それはその実態を把握する結果にはならないので、トラップ調査の部分については、もう少し考え方を改めてほしいと思います。ただやりましたよという実績だけ残すという話であれば、それは良くないと思いますので、御検討いただきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございました。ただいまの御指摘を踏まえて改めて御検討いただきまして、その結果はまた後日御説明いただくということでよろしいですか。

【事業者】 承知しました。

【奥会長】 お願いいたします。

それでは補足資料6ですね。こちらは田中修三委員からの御指摘に対しての内容かと思いますが、田中修三委員、いかがですか。

【田中修三委員】 今日の補足資料の12ページにイメージ図が書いてありまして、これに基づいて見解が述べられているのですが、この被圧地下水、それと不圧地下水とありますが、この被圧地下水の定義といいますか、内容が必ずしも正確ではないという気がいたしています。

当然土被りが厚いところでは地圧が大きくはなるのですが、一般的に被圧地下水といったら、その帯水層の上と下が難透水層で挟まれて、それで圧力が高くなるわけです。

おそらく、この大気開放というところ、この辺の部分になると、帯水層の上の部分の難透水層が、あるいは不透水層と言っても良いですが、この不透水層、難透水層が薄くなるとかあるいはなくなるということで、大気開放で不圧地下水になるということだと思いますので、この図では誤解を招くと思います。

それから、前回（令和8年7月6日第6回審査会）、私は地下水位のことしか言わなかったのですが、確かに対象事業実施区域の周辺の災害応急用井戸というのが不圧地下水で、不圧地下水の水源の多くは、その上

流部から流れてくる被圧地下水なのだという事なのかもしれませんが、もしそうであれば、事業者の見解に「推察」という言葉が出てくるのですけれども、推察ではなくてある程度の根拠をもって示していただく必要があらうかと思えます。

下流部の井戸の水の水源が上流からの被圧地下水が量としてほとんどであれば、水位にそんなに影響を与えないかもしれません。ただし、上流部の表層で掘削や埋め立ての工事をするということですので、この図（補足資料 12 ページのイメージ図）の左半分にある、大気開放の左側の被圧地下水の上部も当然不圧地下水があるわけです。

それから、雨がある程度地下水に浸透してきますし、ある程度その上流部からも不圧地下水が流れてきますので、被圧地下水だけではないですね。不圧地下水が下流の方へ流れていくのですが、工事によって地下水の水質、濁度になるかと思うのですが、濁ったりして、それが下流の井戸に影響を与えないという根拠も、やはりある程度示していただく必要があらうかと思えます。

もし地下水の影響評価を見る必要がないということであるならば、しっかりした根拠を示していただく必要があると思えます。

地下水については以上ですが、多分、菊本委員から何かコメントがあるのではないかと思うのですが、いかがですか。

【奥会長】 菊本委員、補足資料 6 ににつきまして、何かございますか。

【菊本委員】 私からは先ほどの平均的な透水特性というところにおそらく集約されると思うのですが、パラメータをきちんと設定すれば不透水層とか不透水に近いところというのはモデル化できると思いますので、その辺りはしっかり考慮していただく必要があらうと思えますし、この断面一つだけで良いという検討ですと、やはり全体の挙動は再現できないと思います。代表的なところをいくつかピックアップして検討して、確認していただきたいというのが希望です。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、補足資料 6 ににつきましては、田中修三委員も（何かございますか）。

【田中修三委員】 今、私も申し上げましたので、その点を含めて再度検討していただきたいと思えます。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、よろしいでしょうか。ただいまの御指摘を受けてまた改めて御検討いただくということで、その結果をまた後日御説明いただければと思いますが、よろしいですか。

【事業者】 水質のところの話は良いのですが、最初の帯水層のイメージ図の話について、イメージ図を直すとかそういう話ではないと思うのですが、誤解を招かないイメージ図に変えとか、そういったことも含まれていらっしゃるのでしょうか。

【田中修三委員】 そうですね。補足資料 13 ページの表 6 の選定又は非選定の理由のところにもある程度関わってくると思いますので、この赤字で書いてあるところに「また、造成工事は表層部の（削剥、）切土及び盛土」と書いてあって、その次に「表層に浸透する降雨水と不圧地下水の源となる深部地下水とは地質構造上も水理的な連続性はない」と書いてあるのですが、その根拠が事業者の見解のところでは「推察」で統一されていますので、ある程度定量的にそれが示せるのであれば、こういうこともしっか

りと言えらると思うのですが、根拠をもって示していただきたいということです。

【事 業 者】 分かりました。ありがとうございます。

【奥 会 長】 ですから、基本的にはこれ（水循環（地下水位））を選定していただいて、その調査、予測、評価していただくということをおそらくしないと、定量的に示すということには繋がらないと思います。

【事 業 者】 すみません、地下水のことなので、定量的にできるかというのは、濁度であれば出るかと思えますけれども、全般的に定性的な世界の話ではないかと思うのですが、その辺り、田中修三委員、どのような御見解をお持ちでしょうか。

【奥 会 長】 はい、どうぞ。

【田中修三委員】 私もこの関連する基本的な情報を十分に持っていませんので、どの程度の情報か分かりませんが、先ほど菊本委員からもあったように、ある程度の定量性を持った解析ができるのではないのでしょうか。

【事 業 者】 分かりました。ありがとうございます。

【菊本委員】 私からも追加して良いですか。地盤に関してはやはり不均質性もありますし、調査も費用の面ももちろんありますので限定的にしかできなくて、それで例えば建物のコンクリートみたいに完全に正確に性質を把握するのは難しいと思います。

そうなるとうとうしても定性的にならざるを得ないところもありますが、それを今度は一番条件として悪い条件を想定したという安全側の計算なり予測評価を行うことで、きちんと担保する。大丈夫だということ担保していくということが必要だろうと思います。

安全に関することですと、安全率を2とか3とかをかけて、これで十分安全なのですということをよく考えますけれども、それと同じように条件として悪いところを想定していただけると、予測評価としては安心かと思えます。以上です。

【奥 会 長】 ありがとうございます。ただいまの御指摘も踏まえて、改めて御検討ください。

【事 業 者】 ありがとうございます。

【事 務 局】 すみません。事務局ですがよろしいでしょうか。

この補足資料6の作成にあたっては、事業者の見解のところを文言のみで頂戴をしていたところでございます。こちらの文言について、簡易的なものにはなるでしょうけれども、イメージ図をつけていただきたいというように実は事務局の方からお願いをしておりました。

先ほど田中修三委員から御指摘のありました、難透水層のお話が図面上に記載されていないというようなことですか、補足資料12ページのイメージ図で言うところの被圧地下水のところの丘陵地の不圧地下水のような、被圧されないような層の記載について、というお話があったかと思うのですが、こちらについては、文章の説明について適切に表現するような図が必要であるというような御趣旨ということでよろしいでしょうか。

文章の内容の理解を進めるために簡易的なイメージ図をお願いしたというところは事務局からのものだったので、どの程度の作り込みをするべきなのかというところについて御助言いただけると幸いです。

す。

【田中修三委員】 この図を次の段階の準備書とか評価書に入れるかどうかというのは、私は知りませんが、もし入れるのであれば、先ほど申し上げたようにもう少し正確な図を作る必要があるかと思います。

これはこの事業者の見解の説明の資料として、準備書、評価書に入るものではないということであれば良いと思うのですが、この図に基づいて見解が述べられ、準備書に入るであろう内容も文書が作られていますので、その辺をもう一度再検討して正確に表現していただいた方が良いかと思っています。

【奥会長】 よろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。

【菊本委員】 こちらについても追加で一言だけ申し上げておこうと思います。

この図は地圧というふうに書いていますが、地圧というのはおそらく土の粒子同士がかみ合いをもって生むような有効応力と間隙水圧を合わせたような、ある場所に上に乗っている土なり水なりの重さを全部合算したものが、土圧、全応力として作用しているという、そういうイメージになろうと思います。

田中修三委員がおっしゃった、これが本当に被圧地下水なのかということは、それは私も少し疑問に思うところでありまして、この地圧というのが、土粒子のかみ合わせでもっていたら、深いところにある地下水でも大気に開放された状態になっていて、全然被圧していないということは存分にあり得るかと思っています。

むしろ日本の場合はそういう自由地下水面というのが深いところでも形成されているところが多いので、その辺りは土質力学の基本的なお話にはなります。

この近隣で井戸がどこかに多分あると思いますので、それで被圧しているのかどうかということは簡単に確認していただけたらと思います。図を修正いただくときにはその辺りのことは簡単に御確認いただけたら良いかと思っています。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、ただいまの御助言も参考に御対応を御検討ください。

時間も大分 12 時に迫ってきておりますけれども、補足資料の残りの部分について確認してしまいたいと思います。補足資料 7 につきましては藤倉委員の御指摘を踏まえてかと思っています。

【藤倉委員】 簡潔に申し上げます。まず、先ほど奥会長がおっしゃったように、廃棄物・建設発生土については、そもそも環境影響評価項目に選定すべきだと私は考えます。それはアセスメントの制度に照らしてもです。

今回の事業者の資料は非選定ということを前提にされているようですので、その資料についてもコメントを申し上げます。

まず、産業廃棄物についてだけ表 7 などを出されてきちんとやるということをおっしゃっていますが、前回（令和 8 年 7 月 6 日第 6 回審査会で）こちらで指摘しているのは建設発生土や一般廃棄物もありますので、それについては何も書かれていません。

次に、表 7 ですがいろいろ分からない点があります。既存資料を参考に数量整理とありますが、もう少し根拠が必要です。また、分類でリサ

イクルと安定型というふうに大まかに書かれていますけれど、何を示しているのかが分かりません。

それから文中に「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」という言葉が何度か出てきますが、これは建設発生土とアスファルト、コンクリート、金属くず、木くずについてだけであって、塩ビやその他については何も言及しているものではありません。塩ビについても現在はリサイクルできますし、それからゴムチップというものがどういう性状でどのような処理が可能なのか全く不明であります。この表7を出してもし非選定だというのであれば、これを方法書にきちんと掲載した上で一体どのように処理をするから非選定なのかという部分はもう少し説明が要ると思います。アスファルトやコンクリートについても100%のリサイクルを本当に目指すのか、98%といったようなところを目標に置くのかも全く不明であります。

それから文中に「現地での処理または再資源化」とありますが、この辺りも実際何をするのかが不明ですので、少なくとも非選定理由としてもこのままでは不十分だということを指摘させていただきます。

ただ、そもそも建設発生土や一般廃棄物がありませんので、少なくともこの資料では完結をしていないということも指摘をいたします。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、こちらもただいまの御指摘を踏まえて、改めて御検討をお願いいたします。

そして最後が補足資料8です。こちらは田中修三委員、土壤汚染についてお願いします。

【事業者】 事業者から一言よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 今回の建設発生土の件でございますけれども、我々が入室する前の事務局からの説明であったかどうか分かりませんが、後の審査会の中でお示しさせていただきます造成計画の中で、この残土量とかそういったお話をさせていただこうかと考えております。このことについては先ほど「補足資料にない」というようなお話でしたが、従前どういう御説明があったか我々は承知しておりませんが、その際に建設発生土のことについてはお話させていただこうかと考えているところでございます。以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

そうですね。指摘事項等一覧の方でそこは整理がされていて、また後日御説明いただくということに多分なっていたと思いますので、そのときに、御説明をお願いいたします。失礼しました。

では、最後の補足資料8について、田中修三委員からお願いいたします。

【田中修三委員】 形質変更時要届出区域の指-215 が位置するG地区の汚染状況の資料について情報いただきましてありがとうございました。これを見ますと、大体表層から1mぐらいまでの間の汚染ということのようですので、今回事業者の見解にありますように汚染深度から10cm程度の余裕というのが適正かどうか現時点で私もよく分からないのですが、少し余裕を持って掘削をして、汚染土壌としての対応をしていくということのようで

すので、それはやっていただければ良いと思います。

それで、今回実際に汚染土壌が見られたふっ素とか鉛の情報をいただいているのですが、実はここの根岸住宅地区というのは、G地区がそうであるように米軍の消防署があったところですね。消防署ですのでそこで泡消火剤を保持していた、あるいは使っていたという可能性が考えられるのですが、泡消火剤、泡消火薬剤の中には PFOS、あるいは PFOA、その他の PFAS が入っている可能性があるわけですが、それについては何か情報をお持ちかあるいは検討をされていますでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 方法書への記載につきましては、基本的に土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に特化した記載とさせていただいておりますけれども、この場でお話をさせていただくような内容かどうかというところもあるのですが、防衛省からは地元のねぎまち協議会（米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会）への報告の中にもありますけれども、泡消火剤につきましては使用した記録はないということが、地元の地権者の皆様へも防衛省から報告されているところでございます。

【田中修三委員】 過去に PFAS に関する土壌の調査をやられたということはないのですか。

【事業者】 それはこの場所なので実施者は問わずというところでよろしいですか。横浜市だけではなく、この場所で PFOS（の調査が行われたかということでもよろしいですか）。

【田中修三委員】 この場所です。国も含めてです。

【事業者】 国も含めてですね。調査を行ったというようなことは聞いておりません。

【田中修三委員】 そうですか。

少し話が複雑になりますが、かつてこの米軍がここの消防署に泡消火薬剤の保持タンクを有していたと。その保持タンク内の PFAS の濃度を測ったらかなり高濃度の PFAS が検出されていました。おそらく薄めたものではなくて、使ったものとかそういうのではなくて原液があったのだらうと私は思うのですが、そういう保持タンクがあって、実際に泡消火剤がこの区域で使われたかどうか分かりませんが、持っていたことは確かかなようですので、その辺のことも含めてしっかり情報を入手した上で、関連の検討をしていただきたいと思います。

いずれ住民からもそういう質問が出る可能性は大いに考えられますので、事前にしっかりその辺は準備しておいた方が良いかと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。よろしいですか、事業者の方。

【事業者】 住民から聞かれたときへの準備ということで、アドバイスありがとうございます。ただ、我々はそのタンクを測ったら高濃度であったりとか、そういったことについては国からも聞いていないところでもございますので、田中修三委員がどこからその情報を入手されたのかは我々では分からないところでございます。

要はなぜそのタンクを測ることになったのかというところが理解できないところでございます。

住民から聞かれたときへの準備というのはさせていただいておりますが、実際それが何かというところにつきましては、少し国にも問い合わせ

せをさせていただければと、このように考えております。以上です。

【田中修三委員】 実は、沖縄タイムスが米軍に対する情報公開法を用いて入手した情報なのです。そういうものが 2021 年に公開されているのですが、実際には 2018 年頃に米軍が調査をしたようです。かなり高濃度の PFOS、PFOA それから PFHxS 等の PFAS が検出されている。それを使ったかどうかまでは、私も情報を持っていませんが、十分そこは検討しておく必要があるかと思っておりますので、横浜市会やあるいは神奈川県でも国に対して質問書を送ったりしているようですので、その辺はある程度の情報を得られるのではないかと思います。

【事業者】 承知しました。現時点での事業者の考えとしては、今いただいたお話を踏まえて、まず国を通して使用履歴等の確認はさせていただきます。その上で、現在の法的な土壌汚染の判断なども含めまして、必要であればそういった調査をやっていくということになるかと思っています。

使用履歴を認めたら、すぐ PFAS の調査をするというような答えは、今日の時点で準備はできていないと思っておりますので、その点は御理解をいただくようお願いいたします。

【田中修三委員】 もちろんでございます。

【奥会長】 田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 はい。それで、今回のふっ素とか鉛の汚染で汚染土壌を掘削して搬出した場合ですが、どこかでその汚染土壌の処理をする、浄化をするというような場合に、もしそこで PFAS の汚染もあるのであれば、ある程度検討しなくてははいけませんので、その辺も含めて私は今日申し上げたところです。以上です。

【奥会長】 事務局、何かありますか。

【事務局】 すみません。確認をさせていただきたいのですが、PFAS の話はまた別途となるかと思うのですが、先ほどの今回の補足資料におきまして土壌汚染に関しての考え方についてはおおむね御了解をいただいたというふうに事務局としては思うところなのですが、非選定理由としての記載という点でこのような形でよろしいかというところについて御見解をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【田中修三委員】 それは先ほど言いましたけれども、私は良いと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 非選定の理由としてはこれで十分だということですか。

【田中修三委員】 十分かと言われると困りますけれども、実際の方法書を見てみないと、これをベースに方法書でどう説明されるかを見させていただきたいと思えます。

【奥会長】 これが方法書の補足の記載になります。

【田中修三委員】 ごめんなさい。方法書ではなくて準備書ですね。

【奥会長】 非選定ということは調査、予測、評価の項目としては取り上げないということになっています。

【田中修三委員】 非選定の理由を準備書でしっかりと（記載していただく）。

【事務局】 すみません、事務局でございます。

本日の事業者からの説明において、こちらの内容で準備書の方で修正したいというように説明がございましたので、こちらについては非選定ということですのでよろしいかと思えますが、いかがでしょうか。

- 【奥会長】 田中修三委員、記載が準備書にも載るということです。これで良いかどうかということですね。
- やはりそれなりに調査した結果も含めて準備書に記載していただきたいということであれば、項目選定をしていただく必要があるかと思います。
- 【事業者】 すみません、事業者でございますけれども、今調査をしてというお話をされましたが、何に対しての調査でございますか。
- 環境影響評価項目の土壤汚染ですので、(対象とする物質は)複数いろいろなものがあるかと思いますが、基本的に環境基準値が決められているものというように捉えると、土壤汚染対策法での調査になるのかと思います。
- 方法書の参考資料に土壤汚染状況調査を指定調査機関として実施した報告書が付いてございますので、それ以降のものは、法に基づく調査をするに当たっては、汚染のおそれがないという評価になっておりますので、実際の現地の調査はしないことになるとと思いますが、どういった調査を想定しての調査というお話をされたのでしょうか。
- 【事務局】 すみません、事務局からよろしいでしょうか。
- 今の調査の範囲につきましては資料調査の部分に該当するのではないかと考えております。もちろん必要に応じて現地調査が行われる場合もあるかと思いますが、資料調査とするのか、それとも現地調査をするのかというところにつきましては、方法書の内容を踏まえて項目選定された場合において、準備書の段階で事業者により検討いただくという流れでよろしいかと思います。
- このため、環境影響評価項目として選定するのকাশないのかということところが非常に大きいところです。
- 既に、既存の文献の調査につきましては事業者の方でされておりました、この内容をもって非選定というふうに判断するものかと事務局としては考えております。
- 【奥会長】 ありがとうございます。そういうことなので、いかがでしょうか。
- 【田中修三委員】 それで結構です。
- 【奥会長】 これで大丈夫ですか。他の委員の方はいかがですか。
- では、こちらの赤字で修正を加えていただいておりますけれども、この内容で選定はしないという理由としては十分だということで大丈夫でしょうか。
- はい、ありがとうございます。特に御異論はないようですので、こちらの項目についてはこの本日の補足資料の内容でよろしいだろうということかと思います。また何かお気づきの点がありましたら、今回に限らず、今日以降も本件につきましては審議が継続となりますので御指摘いただければと思います。
- では、本日の補足資料に限らず、方法書全般について御質問や御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
- では、他にないようでしたら事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。長時間に渡りまして事業者の皆様どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
- (事業者退出)

エ 審 議

【奥 会 長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

稲垣委員、お願いいたします。

【稲垣委員】 事業者の方がいらっしゃる所で言うべきだったかもしれないのですが、非選定の件です。安全の浸水が非選定となっていて、理由として、「公共施設工作物（宅盤、道路や公園）は周辺地域に浸水を生じさせる要因にならない」と書いてありますが、切土や盛土によって当該地や周辺に影響が及ぶ可能性もありますし、あとは将来的に建築物が設置された後に流出量が増大する可能性も十分あります。

選定することが望ましいですが、非選定の場合も理由の加筆が必要なのではないかと思うので、もし可能であれば事務局から「安全（浸水）に関しても御検討をお願いしたい」とお伝えいただけるのでしょうか。

【奥 会 長】 事務局、いかがですか。

【事 務 局】 承知いたしました。

事業者に検討を促す（選定、非選定の）理由の部分につきましては、存在・供用時ということでよろしいでしょうか。

【稲垣委員】 そうですね、そのように考えています。

先ほど地域交通のときには田中伸治委員もおっしゃっていたように、この後何かしらの建物が建築されるのは想定範囲内と考えますので、アセスの対象範囲外にはなってしまうかもしれないのですが、その辺りも見据えての理由の追加又は選定への変更を御検討いただきたいと思います。以上です

【事 務 局】 承知しました。

存在・供用時の安全（浸水）の選定、非選定の理由について、再度検討して補足説明をするように、事業者に伝えたいと思います。ありがとうございます。

【稲垣委員】 よろしくをお願いします。

【奥 会 長】 ありがとうございます。それ以外はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、本件は今後も審議を継続とさせていただきます。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

では、以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事 務 局】 本日は本当に長い時間に渡る御審議をどうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は終了いたしましたので、傍聴の方は御退出をお願いいたします。また、YouTubeにおけるオンライン配信を終了いたします。

資 料 ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園

整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料

- ・新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項
等一覧 事務局資料

- ・新根岸地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書に関する補足資料
事業者資料